

愛知県立学校事務職員協会ホームページ管理規程

(目的)

第 1 条 愛知県立学校事務職員協会（以下「本会」という。）会則第 2 条の目的を達成するため、本会にホームページ（以下「ホームページ」という。）を設置し、管理規程を定め、運用を図ることとする。

第 2 条 この管理規程は、本会会則第 4 条各号の事業を補完するため、ホームページに係る作成及び運用について必要な事項を定めたものである。

(趣旨)

第 3 条 本会の活動内容を広くかつ迅速に情報発信するとともに、会員への情報提供及び会員相互の情報交換の場として、ホームページを活用するものとする。

(管理者)

第 4 条 ホームページの管理者は、本会会長とする。

第 5 条 管理者は、ホームページの作成及び運用に関する管理を行う。

(運用責任者)

第 6 条 管理者は、運用責任者を置き、ホームページに係る作成及び運用の取り扱いを委任する。

第 7 条 運用責任者は、企画・運営委員長とし、ホームページに係る作成及び運用に関する調整を行う。作成及び運用に係る業務は、企画・運営委員会が行う。

第 8 条 前条の規定に関わらず、重要な改廃の場合、作成及び運用に関する調整は会長が行う。

(運用業務)

第 9 条 企画・運営委員会は、ホームページの作成及び運用業務に関する次の各号を行う。

- (1) Web ページの作成及び修正
- (2) Web プログラムの作成及び修正
- (3) ホームページ用サーバのレンタル契約
- (4) その他

(個人情報の保護等)

第 10 条 ホームページの作成に当たっては、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報等のプライバシー保護について十分に配慮するものとする。

- 2 ホームページ上に本会会員並びに個人の写真・絵画・文章等を掲載する場合には、該当者の許諾を得るものとする。
- 3 個人の住所、氏名、電話番号、生年月日等の個人情報は、原則として公開しない。必要がある場合は、本人の同意のうえ、最小限度の情報とする。
- 4 著作権を有する著作物をホームページ上に公開する場合、知的所有者の許諾を受ける。

(リンクの設定)

第 11 条 ホームページと他のホームページを相互にリンクする場合、本会の目的を十分に配慮したうえで設定する。

(禁止事項)

第 12 条 次の各号に関することは、ホームページ上に掲載することを禁止する。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 特定の個人や団体を誹謗・中傷・批判する内容
- (3) 著作権を侵害する内容
- (4) 営利を目的とした内容
- (5) その他、管理者が掲載するにふさわしくないと判断したもの

2 前項第1号から第5号に関する内容を発見した場合、管理者は速やかに削除を行うことができる。

(ホームページの安全管理)

第13条 ホームページのセキュリティ対策を充分に行い、外部から不正に進入及び改ざん等の攻撃を受けた場合は、次の各号により迅速かつ適切な対応を行う。

- (1) 不正進入及び改ざん等の有無を確認するため、企画・運営委員会において1日に最低1回程度ホームページを確認する。
- (2) 不正進入及び改ざん等を発見した場合、企画・運営委員会は、速やかに運用責任者に報告を行い、運用責任者は、管理者に報告し指示を受ける。
- (3) 管理者は、不正進入及び改ざん等の攻撃を受けた場合は、ホームページのサービスを停止する等の対策を講じる。
- (4) 管理者は、不正進入及び改ざん等の対策が終了した後は、速やかにホームページを再開するもの。

(その他)

第14条 本規程に定めない事項については、その都度必要に応じ、幹事会で協議のうえ定めるものとする。

附則

令和4年5月27日から施行し、令和4年5月27日から適用する。